

農薬(動物用医薬品を含む)を取り巻く法律改正

品質保証室 廣田 政隆

1 はじめに

農薬を取り巻く話題は、古くて新しい問題でもあります。過去にも何度も世間を騒がせてきており、例えば1993年に小麦、米、レモン、バナナなどへの収穫後の農薬処理いわゆる「ポストハーベスト農薬汚染」問題があります。1996年には「失われし未来」に端を発した「環境ホルモン汚染」(これは、すでに1970年代にUSAで「サイレント・スプリング」として大きな問題となった)、2002年から2003年にかけて、国内問題として無登録農薬散布による果実の産地廃棄、中国野菜の農薬基準値超過による輸入差し止め問題などが発生しています。ここでは、2003年に相次いで改正された食の安全に絡んだ農薬に関連する法律改正に絞って要点を概説します。

2 食品安全基本法

内閣府の食品安全委員会が法の執行に当たります。これまでは厚生労働省がリスク評価を行っていましたが、BSE問題などの省庁間の連携の不具合があり、食の安全について省庁間の連携を円滑に行うために平成15年に新たに設立されました。食品に残留する農薬については、厚生労働省から提出された資料(毒性試験結果)を基に、「リスク評価」を行い、ADI(Acceptable Daily Intake, 一日許容摂取量)を設定します。

3 食品衛生法

厚生労働省が法の執行に当たり「リスク管理」を行います。主な改正点は以下の内容です。

3.1 残留基準値

厚生労働省は農林水産省から提出された農薬登録のための残留試験結果、国、自治体の検査部門から提出された資料、および食品安全委員会から設定されたADIを基に農薬の残留基準値案を設定します。この残留基準値案は、WTO通報され、パブリックコメントの後、逐次、残留基準値として施行されます。

3.2 輸入食品の監視計画および命令検査の拡大(図1)

厚生労働省は輸入食品の検査等の監視指導の計画を立案し、その計画に基づいて、各地の検査所だけでなく登録検査機関による検査を行います。2004年度からは法律に基づいた命令検査は、改正で拡大して柔軟に検査監視ができるようになりました。

3.3 登録検査機関

従来、公益法人しか認められていなか

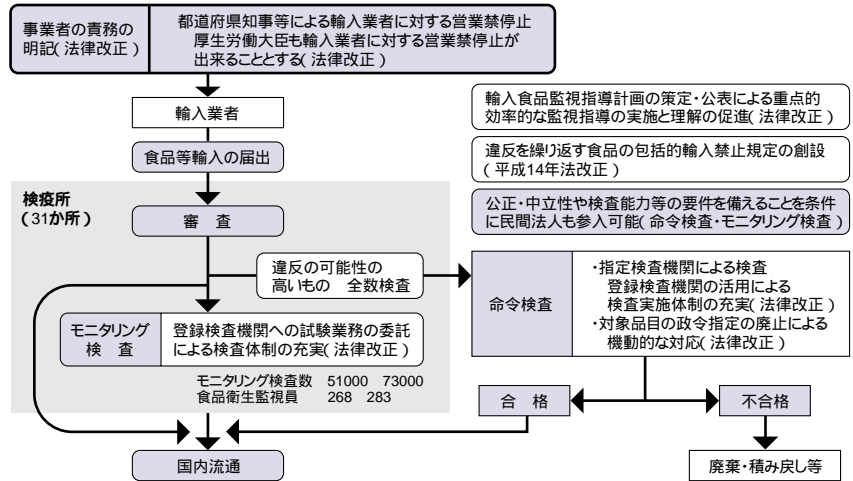


図1 輸入食品の監視体制の強化 ~輸入時検査手続きの流れ~ 出典: 農林水産省のホームページより

った食品検査の指定機関制度では限られた数の検査しかできませんでしたが、2004年2月からは検査業務を民間に開放し、登録を受けた検査機関は、国の行政検査の一環として食品モニタリング検査を行い、食品検査体制の充実を図ることになりました。

3.4 ポジティブリスト制

これまで、残留基準値が定められた農薬約250(国内用途の農薬対象)について残留基準値を超えた場合は食品として流通を禁止できましたが、残留基準値が定められていない農薬については食品中に検出されても流通を禁止することはできませんでした。

2006年以後、厚生労働大臣が定めたポジティブリストの残留基準値(2003年12月の案段階で647成分、世界中で使用されている農薬に適用)以外の農薬が検出された場合は、厚生労働大臣の行政命令で流通禁止措置がとられることになりました。

4 農薬取締法

農林水産省および環境省が法の執行に当たり「リスク管理」を行います。おもな改正点は、製造、輸入または販売の規制強化が行われると同時に、使用にかかわる規制が強化され、農家が違反して使用した場合は3年以下の懲役または100万円の罰金刑が科せられ、製造・販売の法人は1億円以上の罰金刑が科せられることとなりました。

マイナー作物の農薬登録

農薬は、農作物の残留試験を行ってその結果を基に環境省で登録保留基準値(今後は農薬登録と同時に、残留基準値設定に移行します)が設定され農薬として登録されます。農薬メーカーとしては

生産量が多いものに絞って登録を行うために、生産量が少ない農作物(地域限定作物いわゆるマイナー作物)について、農薬として登録が行われて来ておりませんでした。

しかしながら、マイナー作物生産農家においては、害虫駆除のため登録のない農薬を使用してきました(約7000件の農薬使用)。いわゆる一種の無登録農薬状態でした。これまでは、農薬の使用について規制する法律がなかったため野放しとなっていた使用が、上述したように使用における規制強化およびポジティブリスト制の移行に伴いマイナー作物への農薬登録が必須となりました。

農林水産省は、2006年までにマイナー作物の農薬登録のための残留試験を各都道府県に指導をし、農薬登録するように要請しました。

5 終わりに

2003年に相次いで改正された農薬の登録規制と農薬の食品検査の面について焦点を当てて概要説明を行いました。ほかにも農薬および食の安全にかかわる法律としては植物防疫法、毒物および劇物取締法、環境基本法、水質汚濁防止法、消防法、廃棄物の処理および清掃に関する法律、薬事法、健康増進法、肥料取締法、家畜の安全性の確保および品質の改善に関する法律など多くの法律があります。



廣田 政隆
(ひろた まさたか)
品質保証室